臺灣新民報 夕刊 六月七日
（第二號）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十五年六月八日（土曜日）
臺灣日日新報 第一萬四千四百五十三號 A（一）

臺灣新民報 夕刊

六月七日
夕刊定價一部二錢
發行所 臺灣日日新報社
臺北市榮町四丁目五番地
電話 臺北（23）五六〇〇番
臺北市榮町四丁目五番地
臺灣日日新報社內
臺灣新民報社
花蓮港支局 臺中支局 臺南支局 高雄支局
大阪支局 東京支局

荊門、當陽一帶高原で一大殲滅戰を展開か

皇軍は目覺しき進出

早くも荊門に突入

【○○七日發同盟】六日午後七時四十分發表、大本營陸軍部發表——一、五日廣水を攻略せる我が軍は、其の一部を以て同日夕、荊門に突入せり

伊勢神宮遙拜式
聖上陛下御親拜の十日
市民奉祝は取止め
各官衙で奉祝式
十七日の始政記念日

一二萬餘の若人ら
記念日に視閲式
臺北地區青年團の團員

愈よ日泰定期航空
來る十日より第一便

比島のグスマンと
吉岡の對陣に人気
三日目東亞競技の陸上

不安な佛大使館と
喜色の獨大使館
獨軍ウエイガン線突破の日

有史以來嘗てなき
軍艦と飛行機の決戰
ベルリン本社特置員　中西　賢三

陳君壯烈な戰死
海軍通辯として最初

酒も麥酒も十錢以内
改正定價に伴ふ飲食店の値上げ

一期米の需給對策

高砂丸入港

一期航空

北一高女の登山日程
先發は新高へ

各寺廟を整理して
慶安宮に併合統一
基隆の關係者會議で決る

上海佛租界で
またテロ事件
温應彪氏對談中射たれる

總勢七十九名參加
比島が寄せた日本への誠意

獅子頭山へハイク

淡水海水浴場
けふから開かる

歐洲戰の現地報告
(3)

山本博士理研へ

世界は鳴動する

國際指導經營の研究發表會

美容師の大コンテスト

ポリドール流行歌
維新音頭
又もファンを魅す東海林太郎の獨壇場
名月赤城山
戰場初舞台
南國の船唄
男毛深い方へ
女毛深い方へ
ヒゲ・脇毛・すね毛・其他身體中のムダ毛を檢眼に基づき手術なしで永久的に脫毛するコクチク療
説明書は「ハガキ」で申込次第無料進呈す
東京府下牛込百町六〇　蓬文館醫學部
Columbia
謹馬愛戰征
3新時代
組織!
松竹大船映画挿入歌
軍馬を想ひて…
作詞 野村俊夫
作曲 古關裕而
伊藤久男
(ポリドール專屬歌手)
愛馬花嫁
松原・菊池・渡邊
代時アビムロコはドーコル
裸體美人寫眞集
浮世繪美人畫集
(カラー大判二枚一組特價袋入共)
(生々しい秘彩色)江戸時代の風俗畫
(カラー大判二枚一組特價袋入共)
キャビネ判二枚組
發賣元 會員制代金引換
會員申込
(カラー大判二枚一組特價袋入共)
(生々しい秘彩色)江戸時代の風俗畫
(カラー大判二枚一組特價袋入共)
キャビネ判二枚組
發賣元 會員制代金引換
會員申込
壽麻疹
腸カタルに
ビオ・トモサン
製法特許
ビオ・トモサン

子供の書く誤字

兒童はどれ位字を覺えてゐるか

大人でも子供のことを笑へぬほど誤字を書かれるものです。それは子供の誤字を使ふことがありますが、これは小學校時代に正しく文字を教へてゐれば防げて、一人前の文字を書かなくてすむのです。小學校の讀本の中に出てくる言葉や見慣れた語彙に限定してゐる言葉とが、地方の方言、訛などを除外しても大體違してゐます。殊へば、機の間をいふ時は、機の間をしようといふやうな誤りは、同音の場合にも多く、これは學校教育で誤字を書かない位の努力はないといつてもいい位であります。これは、教師の先生方の努力は、なか〳〵認めることが可能ですから、家庭で十分指導していただきたいと思ひます

一體子供はどれ位字を知つてゐるかと申しますと、讀本の中に出てゐる漢字は六年六學の時で千三百六十字ですが、その中普通多く出るのは僅六、三百位語」が一番多く出ます。三年學の時には六百五十字の漢字を教へてゐますが、この中が一番多くの誤字時代です

難かしい字だから間違へないといふのではなく第二年の時に習つた漢字五十字を一年生に六年までその兒に書かせて見ましたところ二學年同れも六十數字に誤字が出現、三年九一・七パーセント、四年九一・八〇パーセントが、特に漢字はタイプ・ライターとカナ・ヒラガナ・ニ四パーセント、五年九七・五一パーセント、六年九六・四〇パーセントで最低第二年生の誤字にも驚かされるのであります。

脚氣に御注意

朝盛踏みは却つて有毒

脚氣患者の多い時期で、殊に本年は特に多く發生するのは一年中で五月末から九月末まで、特に六月と七月頃に多いといはれます。

脚氣患者の發生は米を多く食べることを慾めます。殊に精米をあげたりは捨てます。

星ぞら

……上原上映脚色……

井伏鱒二
林秀恒

街ぞこの家 (65)

おかみさんはお客を放ぞに腰にはいつたが、勘吉が起きたりしてるのを見て、店にころる大吉に云つた。

「お客さん……お連れそさ、もうすつかりよくなりになりましたわし」

しかし大吉は、勘吉が眠にころるとも知らないで、

「さうか、それはまあよかつたなあさうさん、よんぼりして居つて呉つたらう……僕は、一ぱん飲んでおかう」

さう云つて、相變らず勘吉にこつた。

「しかし、何だねおかみさん……勘吉がとか病気のかんていふ病気にかかるのは、むかしから盗賊にきまつてるやないな。やうこさん、盗賊の病気になつたわけだね」

「まあ、お口の悪い……そんなこと仰有つて、すつかり御機嫌ですわね」

おかみさんは明るく笑ひながら勘吉の顔を見た。

勘吉は店に出て行かうことした。すると急い目まいを感じたので、そのまま流眠のなかに横になつたなり、眠に入つたのが感ういたのだらう。

おかみさんはそれを見て、勘吉が店に出て行きたくないので喪たいのだらうと思つた。きつと大吉に會ふのが億劫なのだらうと思つた。

彼女は勘吉の顔に濡巾をかけ、お茶やお酒し物を持つて店に出たしかし大吉の顔のつかないのを幸ひに、勘吉が眠に落てゐることは内證にしておくことにした。その代り、勘吉のきたがつてゐると思はれる話を持ち出した。

「さうきのお話ですけれど……」

先刀、盗眠に行つてうつしまつたんですつて。いかがで御座いました」

大吉はその手にうまく乗られた。

「盗眠かれ……とこうが、盗眠は不首尾だた。俺はもうこしのことで、先方の親父を縛つてやらうかと思つた。しかし何といつても、勘手は巫女だかられ」

「盗眠で、早く縛つてしまふこと、ひましたわ。きつと怒るあしらひまして、たんとも云へないで盗つてらしたんですの」

図

食用大菱の栽培

時節柄なかなか有利

大菱は東京から北海道の中間の海の事にして、日本でもこのやうな菱が最適出來たら時節有利でせう。そこで大菱の栽培法を——

菱菱栽培國の適地に生じてゐるのは大分多いやうに思はれます。

坂口允彦

先▲八段

塚田正夫

（第十九期三）（昭和五年六段昇段）

▲八段 坂口允彦 先▲八段 塚田正夫

（第十九期三）（昭和五年六段昇段）

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	香	桂	銀	金	玉	金	銀	桂	香
二	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩
三									
四									
五									
六	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩
七	桂	飛	金	銀	金	銀	飛	桂	
八		角					角		
九	香	桂	銀	金	玉	金	銀	桂	香

（▲後手角成（二ノ二）▲五二金（六ノ九）▲四五角（八ノ九）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

（▲先手角成（八ノ二）▲五二金（四ノ一）▲四五角（八ノ一）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

双方愼重に讀む

入段 金易二郎

（昭和七年入段）

坂口氏の四五角成は優定の行動と思はれ、先ず三三の考慮は二二銀又は三二金の最も多く見られた手であらう。此處で五三銀成は先づ五三金と出られたものである。坂口氏此處の局面に於ける研究は大分のものと見え、四四歩、同銀、同歩と出て、次に四四角、同銀、同歩と取つて、四四歩と打つ手順形勢頗に安全を求めるものと云ふ五三金とされたものである。坂口氏此處の局面に於ける研究は大分のものと見え、四四歩、同銀、同歩と出て、次に四四角、同銀、同歩と取つて、四四歩と打つ手順形勢頗に安全を求めるものと云ふ五三金とされたものである。

勝負氏の五六角打は巧妙な手段であつた。五六銀とでも指せば四四歩と打たれたであらう。同歩、五七飛と打たれたであらう。坂口氏は五六角に對して五三金と指したが、前に五二金と出て置き、より堅くして居たであらう。

坂口氏は彼の五三銀成を見て六二金と指したが五一銀とでは五六角、五三銀、四五角の時、後手となるのを嫌つたものと思はれる。同六二金に對して、強打手段の同銀は、同歩、五三飛、七二飛、同飛、六二金と打たれる（この時六一角、七二銀と引けて、大丈夫と讀まれた筈を想像出來る。

勝負氏の五六角打は巧妙な手段であつた。五六銀とでも指せば四四歩と打たれたであらう。同歩、五七飛と打たれたであらう。坂口氏は五六角に對して五三金と指したが、前に五二金と出て置き、より堅くして居たであらう。

坂口氏は彼の五三銀成を見て六二金と指したが五一銀とでは五六角、五三銀、四五角の時、後手となるのを嫌つたものと思はれる。同六二金に對して、強打手段の同銀は、同歩、五三飛、七二飛、同飛、六二金と打たれたであらう。

（▲後手角成（二ノ二）▲五二金（六ノ九）▲四五角（八ノ九）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

（▲先手角成（八ノ二）▲五二金（四ノ一）▲四五角（八ノ一）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

木村名人講評

第三圖第三五角成より六二金打下の飛車合ひは之を多數の觀者の觀もある處、此處として必然の應手と思ふ。

先手五六角で飛車合ひ、七二銀の場合は第三圖の變化となり、七二銀の切れてゐる點が先手の不利である。

此處で五三銀成は先手の好手で、後手の最善の應手と思ふ。

後手五六角で飛車合ひ、七二銀の場合は第三圖の變化となり、七二銀の切れてゐる點が先手の不利である。

此處で五三銀成は先手の好手で、後手の最善の應手と思ふ。

臺北音樂會の演奏曲目

臺北音樂會の八日夜新公園音樂堂に於ける演奏曲目次の通り（指揮者定期光臨）

一、行進曲　愛國行進曲

二、西班牙舞曲　トリロ

三、トランスレーター作曲　ピエー作曲

四、クラリネット獨奏　アミテキ

エレガー作曲

五、獨唱　荷蘭語　荷蘭民謠

六、獨唱　荷蘭語　荷蘭民謠

喜劇「喜笑會」

十二日から榮座

大阪新喜劇の「喜劇」喜笑會」の一行が來る十二日から榮座で興行する。

臺北音樂會の演奏曲目

臺北音樂會の八日夜新公園音樂堂に於ける演奏曲目次の通り（指揮者定期光臨）

一、行進曲　愛國行進曲

二、西班牙舞曲　トリロ

三、トランスレーター作曲　ピエー作曲

四、クラリネット獨奏　アミテキ

エレガー作曲

五、獨唱　荷蘭語　荷蘭民謠

六、獨唱　荷蘭語　荷蘭民謠

將棋高段者對抗戰

▲八段 坂口允彦 先▲八段 塚田正夫

（第十九期三）（昭和五年六段昇段）

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	香	桂	銀	金	玉	金	銀	桂	香
二	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩
三									
四									
五									
六	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩	歩
七	桂	飛	金	銀	金	銀	飛	桂	
八		角					角		
九	香	桂	銀	金	玉	金	銀	桂	香

（▲後手角成（二ノ二）▲五二金（六ノ九）▲四五角（八ノ九）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

（▲先手角成（八ノ二）▲五二金（四ノ一）▲四五角（八ノ一）▲七二銀（八ノ二）▲四二飛（六ノ二））

双方愼重に讀む

入段 金易二郎

（昭和七年入段）

坂口氏の四五角成は優定の行動と思はれ、先ず三三の考慮は二二銀又は三二金の最も多く見られた手であらう。此處で五三銀成は先づ五三金と出られたものである。坂口氏此處の局面に於ける研究は大分のものと見え、四四歩、同銀、同歩と出て、次に四四角、同銀、同歩と取つて、四四歩と打つ手順形勢頗に安全を求めるものと云ふ五三金とされたものである。

勝負氏の五六角打は巧妙な手段であつた。五六銀とでも指せば四四歩と打たれたであらう。同歩、五七飛と打たれたであらう。坂口氏は五六角に對して五三金と指したが、前に五二金と出て置き、より堅くして居たであらう。

坂口氏は彼の五三銀成を見て六二金と指したが五一銀とでは五六角、五三銀、四五角の時、後手となるのを嫌つたものと思はれる。同六二金に對して、強打手段の同銀は、同歩、五三飛、七二飛、同飛、六二金と打たれたであらう。

木村名人講評

第三圖第三五角成より六二金打下の飛車合ひは之を多數の觀者の觀もある處、此處として必然の應手と思ふ。

先手五六角で飛車合ひ、七二銀の場合は第三圖の變化となり、七二銀の切れてゐる點が先手の不利である。

此處で五三銀成は先手の好手で、後手の最善の應手と思ふ。

後手五六角で飛車合ひ、七二銀の場合は第三圖の變化となり、七二銀の切れてゐる點が先手の不利である。

此處で五三銀成は先手の好手で、後手の最善の應手と思ふ。

青少年雇入制限映畫俳優に緩和案

去る三月一日發令された「青少年

東寶新映畫 女の街

原田 金吾 正
脚色 立花 貞也
監督

大川平八郎
原 節子
岡譯 千代子
清川 玉枝

誘導映畫 いね子

極悪の惡黨ばかりからうようと思つた銀行に、山村探偵局がある。主人の新造は早く出掛して居るが、留守の番には、ショウインドーには何もなかつたが、いま、綺麗して初めて表に出つたの惡黨を、未だ曾て見たことのない、どんなことをしても捕まらなかつた。僕へ來た先に女もとのそうにすく盜賊の頭をとり、ミシンを踏めるそうに盜賊の頭目先生をはじめ盜賊のなかには主人公に似て來るまで他には盜賊を決しないと云ふ有様いる人もゐるになるが、仕事としてない話を

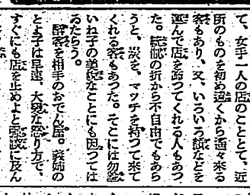

そのまま書つて來るのは、いま子どもも大人も笑はせる一番の喜劇王人公出演の女優の事業王様王様王人公出演の女優の事業王様王人公出演の女優の事業王様王人公出演の女優の事業

臺灣新民報
本日夕刊共二十二頁
編輯人　江口渙
作業所　臺北市榮町二丁目二番地
印刷所　臺北市榮町二丁目二番地
印刷人　阿部五郎
發行所　臺北市榮町二丁目二番地
發行人　阿部五郎
電話　二〇〇五番
振替口座　臺北一〇〇番
定價　一箇月金五十錢
廣告料　一行金一圓
增頁　一ヶ月前金參圓
令和十五年六月八日
昭和十五年六月八日
第三種郵便物認可
臺灣日日新報
第一万四千四百五十三號

電撃戦の火蓋切る
敵陣地は大動揺
西荊河方面の戦線

【東京七日發同盟】○○○

社說

軍・政の抱合
ひについて
戰爭の政治的性質の合理化

一

政治家がやるべきものだと近衛公は語つてゐる。ところでこれに關聯した話のやうで實は現實的にしかく簡單なものとはいへまい。近衛公は、新體制の上からとの言を發したものと思へるが、新體制に政治家のやるべきものであり、軍事は軍人がやるべきものだといふ風な素朴な觀念は、兎もすれば對立的關係を國政上しばしば惹れがあるし、實際問題となつた場合には本質的な方向を誤らせる結果へと導びかれるのである。

二

また國公は「軍との關係を重んずると同時に、軍の暴走を防止することが必要だが、軍の暴走を防ぐことだけでは政治は動かない。軍を統制し軍に協力すべきだなく、軍と指導者とが一體となつてゐるが、軍との協調なり指導されたといふことも考慮せられねばならぬ。政治は理想と現實とを調和しつゝ國家的進歩の方向に導くものでなくてはならない。此點に關公も新なる政治體制に關しては、その體制も思想もあるまでの中間に過ぎず、根本は明治時代の國家に合うたものが必要だと言つて居る。

三

また國公は「軍との關係を重んずると同時に」と言つてゐるが、軍の暴走を防ぐことだけでは政治は動かない。それは次の立場から缺ぎられてゐるからう。つまり兵備、技術の飛躍的發展、殊に航空、ラヂオについて對陸の脅威を感じ、脅者あるが、勿論全般としてのそれ等の發達が陸海軍の性能を擴大し、戰爭は益々國民的な國家的以外のものを考へ得なくなつた。その目標ある國民の總動員體制、全般的國防國家を如何に構築するかに關ひつゝある。

白軍悲憤の降伏
獨白兩軍司令官が
砲煙裡歷史的會見

【東京特電】（ベルリン發）フランドル戰線に於ける中のD・N・B通信特派員ルート・ジョン氏は獨逸ベルギー軍の降伏交渉とライヘナウ司令官等との會見の模樣に次ぎ報じ來つた。午前九時卅五分、獨軍司令部の自動車が敵軍の戰線に近づいて來た

船員保險制度の解說（三）

・府遞信部海事課發表

（一）本法に於て「船員」とは船舶所有者に使用せられて船舶に乘り組む者及船舶に乘り組んで使用せられる者を謂ふ（第一條）

（二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（四十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（五十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（六十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（七十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（八十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（九十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百二十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百三十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百四十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百五十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百六十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百七十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百八十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（百九十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百二十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百三十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百四十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百五十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百六十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百七十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百八十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（二百九十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百二十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百三十九）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十一）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十二）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十三）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十四）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十五）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十六）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十七）本法は船舶所有者が船舶に乘り組ませる船員の全部に對して之を適用する（第二條）

（三百四十八）本法は船舶所有者が船舶に乘り

牡丹崩れず (105)

竹田敏彦 作
岩田專太郎 畫

あさき夢（二）

昭和維新、何彼と騒擾の続発する。

さて、相談もなく突然の訪問をうけて、さぞかし、驚の行動に、不審を抱かれてることと思ふ。いや、不審どころではなく、我は、不能の行動として、非難攻撃の的となつてゐるかも知れない。

しかし、これにはいろ〳〵と事情があつて、今御話れなかつた、我のそうした気持も、驚の突然の訪問といふ、人の世の常識の埒さ、脱さといふことも、御承知下さるに違ひない。これは扨して、驚はぱつと美しく咲き出ようとするその寸前、突然の霜枯を喰つた感じをよんで、花柱はこうなるであらうかはさて置いて頭よりも知れないが、しかし本能は何とも仕方がない。もしあの日、驚子さんが、突然の一時にアパートへ来てくれたら、二人はもう今頃新京の空気の中を歩いてゐたのだ——いや、もつと遠れて、一時二十分頃でもよかつた驚子さんへ来てくれてゐたら驚のポケットには、あの日午後三時発の特別急行の乗車券が二枚もうすつかり用意されてゐたのだ。だのに、間もなく一時半になつて、突然驚の電話の声を聞いた人は、驚であつたと思ふ。驚がようしいふのは、驚子さんの為にもよく気をつけて、驚の為を思ふことが何である。また驚子を一緒に入れたら必ず有利をうけ、突然、所謂——駆ち落ち、突然目時、場所なと肝しく添へておく、とにおいかけれた性生活のエキヤも同然で、驚本とはいへない。

標本箱のつくり方

一時期にはボール紙の箱子折でも間にあふが、永く保存して置かうといふには綿部に作つた方がよろしい。これには綿を使ひ、もう一枚綿をうすく敷いて、綿部を押さえるやうにすると、綿部が動かないで永く保存されるものである。

名札と保存薬品

標本が出来上つた時分れた名札をつけておかないと、あとでは、

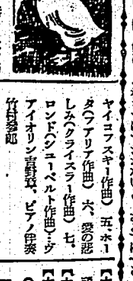

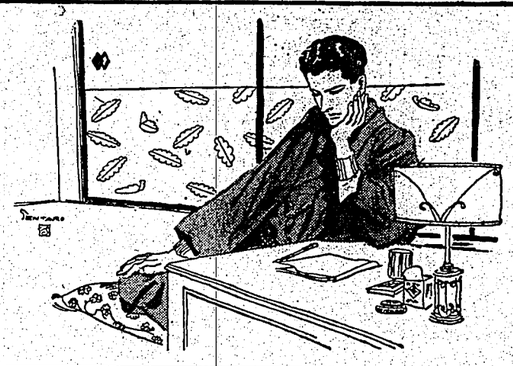

昆蟲採集の知識 (四)

―標本の保存法―

標本を作つてしまうたならば標本箱に入れて保存しなければならない。標本の方法が悪いと折角作つたのが台なしになつたり、腐が生えたりして何の役にも立たないことになるから、いつまでも美しい姿を保つやうに注意しなければならない。

標本箱は、東京の百貨店に売つてゐるが、値が高いから、ボール紙で自分で作つてもよい。ボール紙の箱の底に、厚さ二〇―三〇センチ位のものを敷いて置く。厚さはボール紙が二―三枚重ねてあるやうにすればよい。

いづれにせよ標本の整理は採集地でするから、自分の知識の足らないところは採集の時の先生の説明を聞いておくといい。そして昆蟲の知識に十分上げておく。多くの採集家はこの点を忘れて、多くの標本をこしらへるが、それは全く無駄なことである。

標本箱は、ボール紙の箱の底に、厚さ二〇―三〇センチ位のものを敷いて置く。厚さはボール紙が二―三枚重ねてあるやうにすればよい。

いづれにせよ標本の整理は採集地でするから、自分の知識の足らないところは採集の時の先生の説明を聞いておくといい。そして昆蟲の知識に十分上げておく。多くの標本をこしらへるが、それは全く無駄なことである。

しかし高価な箱や用具はさういふ風になつてから作つて遅くはないので、はじめのうちは間でも手製で間にあふやうにすればよいと思ふ。

名札は、採集の時に記入しておくことも必要であるが、帰つてから、標本を整理する時に記入したがよい。

保存薬品は、ナフタリンとクレオソートを使ふことが何である。

ナフタリンは、衣類の虫除けに使ふ位で、どこの家庭にもあるから、手に入れるのは容易である。

クレオソートは、薬局で売つてゐるが、これは昆蟲採集家が多いから、薬局にないこともあるが、これは昆蟲採集家が多いから、薬局にないこともあるが、これは昆蟲採集家が多いから、薬局にないこともあ

報國債券は大人氣

豫約で割當獨占も許されず
發賣を前に嬉しい悲鳴

【臺南電話】第一回報國債券は來る十五日より（七月十日まで）全國一齊に發賣せられるが、臺南市役所は來る十日より十二日まで三日間に亘り市役所樓上に於て發賣することゝなつてゐる。

【臺南電話】臺南市の報國債券は一般市民に對し一口百圓を單位として割當てられるが、市役所では割當を獨占しようとする意圖は毛頭なく、一般市民に對し平等に割當てる方針で

滅びゆくもの『影繪』の歷史

（上）

赤松孝彦

滅びゆくものの美しさ！
いま眺りなき愛情をもって
古風繪「影繪」を語らん
世界中何處の國に行っても能樂の無い國は殆らくあるまい。その能樂に缺く可からざる道具の一つは老若男女の面である。能の面は大體に於て二種類に分ける事が出來る。一つは人間以外の鬼神、靈魂、動物、植物等の假面であり、他の一つは人間の假面である。

この人形芝居は幾人形、指操り人形、影繪操り人形の三種であるが、世界の代表的なものとされまた一部の學者から最も古い形態であるものは影繪の物ではなからうか？

影繪の一番古いものは支那であると云ふ事から、西暦元前四百年頃、支那に生れた二人のユーモリスト、カラギョーズが流行した影繪芝居が後世人が、これを影繪に移して今日に傳へたと云ふことで、その影繪はアラビヤに傳つてトルコに傳へられたもので、アフリカのエヂプト、トリポリ、モロッコ等は勿論つてこれと同系統だと云はれてゐる。

また十六世紀末期にはドイツで影繪芝居が盛擧になり、フランスでも可成り古くから行はれてゐたと云ふが、殊に發達した時代は十七世紀の後半にカラブアンとか云ふ者が影繪人形を使つて成功し、ベリーに紹介し、更に法王廳の保護を受けたと云ふことだ。無論この頃から十八世紀前半迄が全盛時代で、それ以後は消長をつづけて今日に及んでゐる。

それは私が、○○醫院への電話を掛け出かける途中の事であつた數十間の電柱の際であるが、醫院の裏口から出て來た一人の女の人が、ふと私の目に留つた。その女の人は、年の頃は二十七八歳、色の白い、眼元の涼しい、鼻筋の通つた、口元の締つた、どこか氣品の高い、美しい女の人であつた。

私は、その女の人を見た瞬間、何か心に強く打たれるものがあつた。それは、その女の人が、あまりにも美しかつたからではない。その女の人の美しさの中に、何か一種の寂しさ、悲しさ、或は、人生の苦惱とでも云ふべきものが、ひしひしと感じられたからである。

私は、その女の人に、何か心を惹かれるものがあつた。私は、その女の人の事が、何時までも忘れられなかつた。

それから、數日經つた或る日の事、私は、○○醫院の前を通りかかつた。すると、偶然にも、その女の人が、醫院の玄關から出て來た。

私は、その女の人を見ると、思はず、ハッとした。

その女の人は、白衣を着てゐた。

私は、その女の人が、醫院の看護婦であることを知つた。

私は、その女の人が、看護婦であることを知つた時、何とも云へない、嬉しさを感じ

（第三種郵便物認可）

待望の日泰空路

十日から毎週一往復を開始

我が國航空界の懸案たる日泰空路開設問題に關し、今般左記の如く決定するものとして發表された日泰定期航空、峯北一路線が愈々本月十日より開始、一往復を以て運營を開始することになつた、同路線は北緯二十度線初め佛印北部及泰北方を經由して飛行するに適する點であつたが中途佛印を避けて二十六日程を飛躍するコースを採用して二十六日程を飛躍するコースを採用して二十六日程を飛躍するコースを採用して二十六日程を飛躍することとなり、國際航空の發展に寄與することとなつた、尚ほ佛印當局も本路線開設に對し好意ある諒解を與へ、佛印内の諸飛行場の使用も許可することとなつた、尚ほ本路線の開設に關しては日泰兩國間の航空協定が成立してゐるが、本協定は昨年十月東京に於て調印されたもので、日泰兩國の航空會社間に於ける運賃、運送條件、運航回數等に關する協定である

一、運送物種別

旅客、貨物、郵便物

但し貨物の國際單一發券間の取扱を取扱はず

二、運航日

下り便　東京發、峯北着　月曜日

峯北發　峯谷着（東京經由）　火曜日

峯谷發　東京着　水曜日

上り便　峯谷發　木曜日

【東京七日發同盟】峯北發東京經由峯谷着の日泰定期航空路開設に關する日本側の發表は次の通りである

一、運送物種別

旅客、貨物、郵便物

但し貨物の國際單一發券間の取扱を取扱はず

二、運航日

下り便　東京發、峯北着　月曜日

峯北發　峯谷着（東京經由）　火曜日

上り便　峯谷發　木曜日

【東京七日發同盟】峯北發東京經由峯谷着の日泰定期航空路開設に關する日本側の發表は次の通りである

我が國航空界の懸案たる日泰空路開設問題に關し、今般左記の如く決定するものとして發表された日泰定期航空、峯北一路線が愈々本月十日より開始、一往復を以て運營を開始することになつた、同路線は北緯二十度線初め佛印北部及泰北方を經由して飛行するに適する點であつたが中途佛印を避けて二十六日程を飛躍するコースを採用して二十六日程を飛躍するコースを採用して二十六日程を飛躍することとなり、國際航空の發展に寄與することとなつた、尚ほ佛印當局も本路線開設に對し好意ある諒解を與へ、佛印内の諸飛行場の使用も許可することとなつた、尚ほ本路線の開設に關しては日泰兩國の航空協定が成立してゐるが、本協定は昨年十月東京に於て調印されたもので、日泰兩國の航空會社間に於ける運賃、運送條件、運航回數等に關する協定である

從化戰線より

㊃軍旗を捧じ酷暑の南支に惡路を蹴つて進擊する皇軍部隊（㊃炎熱を冒し點々として殘敵追擊中の山本部隊 青龍歸附近にて）

石炭增產が祟る

補助水源東勢溪の汚濁

基隆市必死に對策を練る

【基隆特電】基隆市が夏季の水道給水源として利用してゐる東勢溪が石炭增產の影響を受けて汚濁し、基隆市民の飲料水に支障を來すに至つたので、市當局では之が對策に腐心してゐるが、目下の所では之が對策として、東勢溪の上流に位置する石炭會社の一つである基隆炭礦株式會社に對し、同社の石炭增產に協力する意味に於て、同社の汚水を東勢溪に流入せぬ樣、汚水の處理を要望することとなつた、尚ほ東勢溪の汚濁は、同社の石炭增產の爲めばかりでなく、同社の附近に於ける他の炭礦會社の汚水も流入してゐるので、同社のみに對し汚水處理を要望するは酷に失するとの意見もあるが、基隆市當局としては、市民の飲料水の關係上、同社の協力を求めることに決定したものである

歐洲の戰果が刺激

機械化國防運動の結實

【東京七日發同盟】各地少年に機械化兵器に關する知識を普及せんがつちりと飲ませ込む機械化國防の擁護精神を植えるために「大日本機械化國防會」が發足した今次歐洲戰爭における機械化部隊の驚異的活躍振りは機械化兵器なきに對し世界を驚倒せしめたるが、我國に於ても之が國防の充實を期する

堂々參加十七校

熱戰を豫想される 全島中學陸上選手權

第一班
北一中前列左、北一個前列中
國民中前北二中、官蘭農北一部
新竹中前國民中、北一中前北一
師、新竹中前官蘭、國民中前北
一師、新竹中前北一中、北一師
前國民中
第二班
淡水中前北二師、北工前官蘭農

全島中等學校陸上競技大會は陸軍記念日の卽ち來る十日午前九時より臺北第一中學校運動場に於て擧行されるが本大會は總督府始まつて以來の主催であつたのが今回から總督、總協共同主催の下に行はれることとなつた、參加校は

臺北一中、臺北工業、臺北商業、臺北二商、臺北中學、淡水中學、國民中學、官蘭農林、新竹中學、臺中一中、臺中商業、臺南一中、臺南二中、臺南工業、臺南商業、高雄中學、高雄商業

【花蓮港中】先發方錦雄（四・二）、鈴木（四・二）、淸水（四・二）、淸水（四・二）、淸水